U_{25} ＝ 0.984
U_{26} ＝ 0.754
U_{27} ＝ 0.721
U_{28} ＝ 0.0377
U_{29} ＝ 0.0361
U_{30} ＝ 0.03426

V_n　平成 n 年度において発行を許可された地方拠点都市整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
W_{14} ＝ 1.000
W_{15} ＝ 1.049
W_{16} ＝ 1.049

X_n　合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
Y_{14} ＝ 1.000
Y_{15} ＝ 1.049
Y_{16} ＝ 1.049
Y_{17} ＝ 0.902
Y_{18} ＝ 0.885
Y_{19} ＝ 0.869
Y_{20} ＝ 0.87246
Y_{21} ＝ 1.044
Y_{22} ＝ 1.049
Y_{23} ＝ 1.016
Y_{24} ＝ 0.967
Y_{25} ＝ 0.967
Y_{26} ＝ 0.754
Y_{27} ＝ 0.721
Y_{28} ＝ 0.0377
Y_{29} ＝ 0.0361
Y_{30} ＝ 0.03426

Z_n　合併新法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当

U_{25} ＝ 0.803
U_{26} ＝ 0.754
U_{27} ＝ 0.049
U_{28} ＝ 0.0377
U_{29} ＝ 0.0361

V_n　平成 n 年度において発行を許可された地方拠点都市整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
W_{14} ＝ 1.000
W_{15} ＝ 1.066
W_{16} ＝ 1.066

X_n　合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
Y_{14} ＝ 1.000
Y_{15} ＝ 1.066
Y_{16} ＝ 1.066
Y_{17} ＝ 0.902
Y_{18} ＝ 0.885
Y_{19} ＝ 0.869
Y_{20} ＝ 1.033
Y_{21} ＝ 1.052
Y_{22} ＝ 1.049
Y_{23} ＝ 1.016
Y_{24} ＝ 0.984
Y_{25} ＝ 0.984
Y_{26} ＝ 0.754
Y_{27} ＝ 0.049
Y_{28} ＝ 0.0377
Y_{29} ＝ 0.0361

Z_n　合併新法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当